

第2章 岐 阜 県 の 動 向

1 基本計画等に基づく施策の展開

① 岐阜県環境基本計画（平成23年度～平成27年度）

に基づく施策の展開<環境生活政策課>

本県の環境施策や行政のあり方の基本的な指針となる「岐阜県環境基本計画」（第4次）を、岐阜県環境審議会からの答申、岐阜県議会（平成23年第1回定例会）の議決を経て、平成23年3月に策定した。

本計画では、平成22年6月に開催された「第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」を通じて醸成された環境保全意識の高まりを維持・発展させるため、「清流」を本県のアイデンティティとして打ち出し、県民総参加で「清流の国ぎふづくり」に取り組むこととした。

この「岐阜県環境基本計画」に基づき、環境の保全及び創出に関する施策を実施している。また、「岐阜県環境基本条例」に基づく年次報告として「平成26年環境白書」を作成し、実施した施策等を公表した。

なお、「清流の国ぎふ」づくりをより一層推進していくため、本県では、平成26年1月に「清流の国ぎふ」の基本理念となる「清流の国ぎふ憲章」を策定した。

② 第二期岐阜県森林づくり基本計画（平成24年度～平成28年度）に基づく施策の展開<林政課>

揺るぎない長期的展望と県民協働による持続的な森林づくりを基本理念とした「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、岐阜県議会（平成24年第1回定例会）の議決を経て、平成24年3月に「第二期岐阜県森林づくり基本計画（平成24年度～平成28年度）」を策定した。

本計画では、第一期計画に基づきこれまで取り組んできた、木材を伐って、利用するという林業活動を重視した「生きた森林づくり」に加え、環境を重視した、守って活かす「恵みの森林づくり」に新たに取り組むこととしている。

本計画に基づき、持続可能な森林づくりを目指し各種施策に取り組むとともに、実施した施策の状況については報告書として取りまとめ、岐阜県議会への報告、公表を行った。

③ 清流の国ぎふ森林・環境税の導入<恵みの森づくり推進課>

本県は、県土面積の82%（全国2位）が森林で形成される全国有数の森林県であり、また、豊かな森から本県は、県土面積の82%（全国2位）が森林で形成される全国有数の森林県であり、また、豊かな森から生まれた清らかな水は、清流となって、県全土にわたり、太平洋と日本海に向かって流れている。

こうした森林や河川には、県土の保全、飲用水をはじめ農業・工業用水の水源、さらには生物多様性の維持、地球温暖化の防止など、県民の生活や地域の産業を支える様々な公益的機能を有している。

しかしながら、本県では、適切に管理されず荒廃した森林や野生動物による農作物被害の増加、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが問題となっている。

これらを放置すると、県民の安全・安心で豊かな生活環境が失われていくと共に、地球温暖化や生物多様性の損失など地球規模の環境にも悪影響を及ぼすことが懸念される。

こうした中、平成18年の「第57回全国植樹祭」や平

成22年の「第30回全国豊かな海づくり大会」で培った、森・川・海のつながりの中での環境保全の意識を継承しながら、豊かな森林や清らかな川が持つ公益的機能を将来にわたって享受できるように、その保全・再生を県民全体で支えていく仕組みとして「清流の国ぎふ森林・環境税」が導入されることとなり、平成23年12月15日に関係条例が制定され、平成24年4月1日から施行された。

同税を活用して、緑豊かな清流の国ぎふづくりを推進するため、森・川・海のつながりを通じた「環境保全」と「県民協働」という新たな視点に立った施策を展開している。

2 清流の国ぎふづくりの推進

① 地球温暖化対策

(1) 地球温暖化対策<環境管理課>

地球温暖化は、近年、世界共通の課題として国際的な取組が行われるようになった。

平成9年（1997年）に京都市で開催されたCOP3において「京都議定書」が採択され、平成12年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）が施行された。

これらの動きを受けて、県は平成15年3月に、平成22年度（2010年度）の県内の温室効果ガス排出量を平成2年度（1990年度）比で6%削減することを目標とする「岐阜県地球温暖化防止推進計画」（推進計画）を策定した。

一方、京都議定書は、平成17年に発効し、平成20年度（2008年度）から約束期間が始まった（平成24年度（2012年度）まで）。

県は、京都議定書の約束期間が始まったこと等により、地域から地球温暖化防止に貢献するため、県、事業者、県民、県内観光旅行者等の責務を明らかにするとともに温室効果ガスの排出抑制策を盛り込んだ「岐阜県地球温暖化防止基本条例」（条例）を平成21年3月に制定し、平成22年3月にこれを全面施行した。この条例では、事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進し、事業活動や自動車使用に伴う温室効果ガスの排出量の抑制を図るため、一定規模以上の事業活動を行う事業者や一定規模以上の建築物を新築、増築又は改築しようとする建築主を対象に、温室効果ガス排出抑制のための計画書、実績報告書等の提出を義務付けている。

また、温対法及び条例の規定に基づき、平成23年6月には、推進計画の後継計画となる「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（実行計画）を策定し、平成32年度（2020年度）に平成2年度比20%（中期目標）削減、平成62年度（2050年度）に同80%削減（長期目標）を目標として、「ライフスタイルを変えるための動機付けとなる機会の提供」、「事業者の事業活動の把握と地球温暖化対策の支援」、「森林の整備と新たな環境価値の創出」等を柱とする各種施策を展開している。

なお、県内からの温室効果ガス排出状況を見ると、平成22年度においては、平成2年度比7.0%削減となり、推進計画の目標値を達成している。

平成24年度の排出状況（速報値）では、実行計画の基準年である平成2年度比で温室効果ガス全体の排出量が9.2%減少、二酸化炭素排出量については4.2%の

減少となっている。この二酸化炭素排出量を部門別に見ると、排出量全体の26.7%を占める「産業部門」では30.2%の減少、同じく全体の21.4%を占める「運輸部門」は17.1%減少しているのに対し、排出量全体の19.8%を占める「家庭部門」では51.3%の増加、同じく15.4%を占める「業務部門」は43.1%の増加を示している。

(2) 森林による温室効果ガスの吸収<林政課>

森林には、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収固定する機能がある。京都議定書第一約束期間(2008~2012年)におけるわが国の森林吸収源対策(1990年比3.8%削減)については、目標を達成した。

一方、わが国は京都議定書第二約束期間(2013~2020年)には参加しないが、森林吸収源について国際的に合意された算入上限値3.5%(2013~2020年平均)の確保や地球温暖化防止の「将来の枠組み」を見据え、国は森林の整備・保全等に引き続き取り組む方針を打ち出している。本県では、第二期岐阜県森林づくり基本計画(2012~2016年度)において毎年の間伐実施面積を目標値の一つとし、間伐が必要な時期にある森林の整備を計画的に実施していく。

② 自然環境の保全

(1) 野生生物保護の推進、身近な自然環境の保全<自然環境保全課>

地球環境の悪化・自然生態系の破壊により絶滅のおそれのある県内の野生生物の現状を明らかにした「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001-岐阜県レッドデータブック」を平成13年8月に公表した。また、平成21年3月には動物6部門における「岐阜県レッドリスト(動物編)改訂版」を、平成22年8月には「岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版」を公表、平成26年3月には「岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版」を公表した。

平成15年3月には「岐阜県希少野生生物保護条例」を制定し、これまでに県全域で指定希少野生生物(16種)の捕獲・採取を禁止し、その保護区(5箇所)での開発等を規制するとともに、県民と協働する仕組みとして野生生物保護支援員の提案制度などを盛り込み、自然と人が共存できる社会の実現に向けて希少な野生生物の保護に努めており、平成23年7月には「生物多様性ぎふ戦略」を策定した。

平成24年4月には、岐阜大学と「寄附研究部門の設置に関する協定」を締結し、野生動物の保護管理及び人材育成に関する研究を推進している。

(2) 特定外来生物の対策<自然環境保全課>

「特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律」の施行を受け、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業などへの被害を防止するため、県民から情報をお寄せいただくなど、県内に定着している特定外来生物の生息・生育状況を把握し、より効果的に防除していくための基礎資料として活用している。

(3) 乗鞍地域の環境保全の推進<自然環境保全課>

平成15年度から、傑出した自然の風景地である中部山岳国立公園の乗鞍地域の自然環境を保全するため、乗鞍スカイライン(主要地方道乗鞍公園線)のマイカー利用を規制するとともに、乗鞍環境保全税を創設し、その税収を財源とした乗鞍環境保全事業を実施している。

(4) 適切な森林の整備<森林整備課>

人工林を健全な状態に保つための取組として、「間伐

推進加速化計画」に基づく適切な間伐や、木材生産が困難な人工林の針広混交林化に向けた整備を進めている。

③ 環境危機管理対策

(1) 放射線測定<環境管理課>

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、多量の放射性物質が環境中に放出された。

県では従来から、文部科学省からの受託事業である「環境放射能水準調査」(水準調査)により、各務原市の保健環境研究所に設置したモニタリングポストで空間放射線量を常時測定するとともに、大気、降下物、土壌、陸水(水道水)、牛乳及び農作物中の放射性核種分析を行ってきたが、当該事故の発生に伴い、これらの測定頻度が大幅に引き上げられた。

また、平成23年度に入って、県独自の取組として県内3か所(揖斐総合庁舎、東濃西部総合庁舎、飛騨総合庁舎)にモニタリングポストを設置し測定を開始した。

その後、平成23年度中に水準調査により県内6か所に、平成25年度には、放射線拡散シミュレーションの結果に基づき県独自に関ヶ原町にモニタリングポストを追加設置した。

平成24年度には、揖斐川町坂内地区がUPZ(緊急時防護措置準備区域)とされ、同地内に放射線監視設備(モニタリングポスト機能を有する)を整備していることから、県内では、全12か所で空間放射線量の常時監視が実施できることとなっている。

平成26年度には、UPZに含まれる福井県・京都府・滋賀県・岐阜県及び国との間で、緊急時のモニタリング結果を共有する為、モニタリング情報共有システムを構築し、運営を開始した。

④ 廃棄物対策

(1) 循環型社会の形成推進<廃棄物対策課>

廃棄物の減量化を進めるための3R(発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル))の取組を促進し、循環型社会の実現を目指すために、ホームページ等を活用し、市町村の3Rに関する施策状況や各団体などにおける循環型社会実現に向けた取組事例について情報提供を行っている。

(2) 廃棄物発生抑制と適正処理の促進<廃棄物対策課>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」及び「第2次岐阜県廃棄物処理計画」に基づき、県民、事業者、処理業者、行政がそれぞれの責務を十分認識し、協働して3Rの取組を徹底し、廃棄物の適正処理を進めている。

一般廃棄物については、市町村が行う適正処理、減量化の取組及び広域処理体制の整備に対して技術的援助に努めている。また、産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による指導、許認可のほか、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」により、産業廃棄物処理計画書の作成、小規模産業廃棄物処理施設の設置届出の義務付けなど排出事業者、処理業者等の責務を強化し、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理を推進し、生活環境の保全に努めている。

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」による保管等の届出及び適正な保管について、事業者に対し指導を徹底している。

また、使用済自動車のリサイクル制度として平成17

年 1 月 1 日に施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者の登録並びに許可を行うとともに、自動車リサイクルシステムの適正な運用のため、県民、市町村等に対する法律の概要等の周知を図っている。

(3) 廃棄物不適正処理対策の強化<廃棄物対策課>

廃棄物の不法投棄などの不適正処理を早期に発見し、迅速に対応するため、本県では廃棄物インターネット 110 番の活用、ヘリコプターと地上車両を連動させた「スカイ&ランドパトロール」、民間委託による夜間休日パトロール、国、隣接県の福井県、三重県、滋賀県、長野県、愛知県及び名古屋市の共同による県境での廃棄物運搬車両の路上検査等を実施してきた。

平成 12 年度からは郵便局職員などによる通報体制を整備し、平成 14 年度には、市町村職員を県職員に併任して立入権を付与し産業廃棄物立入検査を強化するなど、不適正処理に至る事案の未然防止・早期発見を図るための体制を整えた。

平成 15 年度からは、地域住民の自主的な「岐阜県ふるさと環境保全委員会」の活動による不適正処理監視の強化を図っており、平成 17 年度には、適時、適所に設置できる可搬式監視カメラを導入した。

平成 16 年 3 月に発覚した岐阜市の産業廃棄物大量不法投棄事案を受けて、県庁内に「産業廃棄物対策会議」を組織し、産業廃棄物の重大な不適正処理事案に対し迅速かつ厳格な対応を行うこととしたほか、岐阜市との連携、協力を進めている。

また、警察官 O B による産業廃棄物監視指導専門職 8 名の配置をはじめ、産業廃棄物処理業者等に対する一斉点検の実施、早期の是正指導の実施、違法行為拡大抑制のための不適正処理事案の公表(県ホームページ)により、不適正処理事案の未然防止・抑止を図っている。

なお、関係機関との連携体制として、平成 8 年度から「廃棄物不適正処理対策連絡会議」を設けて、法令を多角的に運用し、厳正・迅速な措置を行うための協議を行ってきた(現在、同会議は、岐阜地域環境室、各県事務所ごとに設置している。)

(4) 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例の施行<廃棄物対策課>

政策総点検結果を踏まえた「財団法人地球環境村ぎふ」の解散(平成 17 年度末)を受け、産業廃棄物処理施設整備における県の関わり方を検討するため、平成 18 年 8 月に有識者からなる「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」を設置した。検討委員会は、2 年間にわたる検討を経て、平成 20 年 3 月に「規制」、「支援」、「給付」及び「広報」の各項目について、県が取り組むべき施策に関する報告書を提出した。

県では、この報告書を受けた対応方針を策定し、順次各種施策を推進している。その一つとして、産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前手続制度を見直した「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を平成 22 年 1 月 1 日に施行した。

(5) 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の施行<廃棄物対策課>

産業廃棄物の不適正処理事案の中には、いわゆるフェロシルト問題をはじめ、土砂等の埋立て等を装った事案があり、こうした事案は、悪質化、巧妙化する傾向にあり、周辺住民に土壌汚染、土砂等の崩落等による災害発生の不安を与えている。

こういった実情に鑑み、埋立て等による土壌汚染や災害発生を防止するため、埋立て等そのものについて規制する「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を平成 19 年 4 月 1 日に施行した。

⑤ 環境保全に対する県民意識の啓発の推進

(1) 「清流」環境保全政策の推進<自然環境保全課>

平成 22 年 6 月に開催された「第 30 回全国豊かな海づくり大会」を契機とした、森・川・海のつながりを踏まえた環境保全に対する県民意識の高まりと、同大会の理念を継承・発展させるため、本県の誇りである「清流」を守り、活かし、次世代に伝えていく環境保全の取組を進めている。

この取組を県民協働のものとするため、平成 23 年 2 月に有識者、NPO・関係団体等で構成する「清流の国ぎふづくり県民連携会議」(平成 25 年度から「清流環境づくり連携会議」に名称変更)を設置するとともに、「ぎふ清流未来の会議」の開催、上下流の子ども達の交流を図るツアーの開催など、幅広い世代の県民に対して環境保全意識の啓発を図っている。

○清流環境づくり連携会議

清流の国ぎふの実現に向け、広く県民の意見を反映させるとともに、県民、民間団体、行政等地域社会が一体となった環境保全の取組を推進するため設置。

構成員：学識経験者、報道機関、環境保全団体、経済団体、地域団体、市町村など

開催日：平成 26 年 9 月 11 日(木)

概要：「清流」環境保全施策について現地視察を行い、その後、施策についての意見交換を実施。

○ぎふ清流未来の会議

森・川・海で環境学習に取組む子どもたちが世代や分野を越えて、日頃の環境学習の成果や環境保全活動事例の発表、お互いの情報交換と交流を図るために開催。

日時：平成 26 年 11 月 29 日(土)

会場：岐阜県立森林文化アカデミー

参加者数：約 100 人

概要：環境学習発表会・交流会

森とつながる体験プログラムなど

○上下流交流ツアー

森・川・海が一体となった環境保全の大切さを学ぶことを目的に、上下流域の親子が、自然体験や環境学習等を行うツアーを実施。

ツアー数：平成 26 年 7 月 26 日から平成 27 年 1 月 18 日の期間中に 13 回開催

参加者数：277 人

(2) 家庭部門における地球温暖化対策の推進<環境管理課>

家庭部門における地球温暖化対策を推進するため、平成 20 年 6 月の環境月間を始期として、地球温暖化防止のための身近な取組 10 項目をまとめた「ぎふエコ宣言～僕に、私にできる 10 の宣言～」への賛同者を募集している。宣言者数は、平成 26 年度末までに、210,799 人(内訳 1,144 団体 175,591 人、個人 35,208 人)となった。

また、使い捨てのわりばしに替えて繰り返し洗って使える「再使用はし」や国産材のわりばしなどの環境にやさしいはしを使用する「環境にやさしいはし推進店」の参加店舗募集、地球温暖化防止のための CO₂ 削減/ライトダウンキャンペーンへの参加呼びかけなどを通し、地球環境問題への意識高揚を図っている。

さらに、地球温暖化防止月間である12月には、県民に地球温暖化防止対策の実践を働きかけるため、「お天気パワーで地球を救おう！」を開催した。

(3) 環境教育・環境学習の推進<環境生活政策課・恵みの森づくり推進課>

あらゆる場を通じた環境教育・環境学習の推進を図る必要があることから、環境学習出前講座（ECO講座）を平成26年度は計140回実施した。

また、学校や地域における環境学習をより効果的かつ総合的なものとするための事業として「清流の国ぎふ環境学習推進事業」を実施し、環境教育推進員等を計21回派遣した。

なお、森林環境教育としては、未来の森林づくりの担い手である子ども達に森林に親しみ、森林の働きを理解してもらうため、平成18年5月21日に下呂市で開催された第57回全国植樹祭の機運を引き継ぎ、総合的な学習の時間等を活用した森林・環境学習を平成21年度からは森・川・海を一体としてとらえて学習する「緑と水の子ども会議」に発展させた。平成26年度には、水環境分野を得意とする企業の協力を得ながら、県内各地の小中高等学校及び特別支援学校86校で実施した。また、保育園・幼稚園などを対象に、森や木にふれあい親しむ「木育教室」を県内38施設で実施した。

⑥ 事業者の環境問題に対する取組の支援

(1) 企業の自主的な環境配慮への取組の推進<環境管理課>

県では、従来からの規制型の環境保全対策を実施するだけでなく、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）として自主的な環境配慮への取組が大きく広がっていくよう、「リスクコミュニケーションの普及」、「岐阜県環境配慮事業所（E工場）登録」及び「環境創出協定の締結」を自主的取組手法による環境保全対策として促進している。

(2) 岐阜県リサイクル認定製品<廃棄物対策課>

主として県内で発生した循環資源を利用して、県内で安全性に配慮して製造されたリサイクル製品で、JISやJAS又はそれらに準じた規格基準や品目ごとに定める循環資源使用率の達成等の認定基準を満たしている製品を「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、この認定製品を県の事業において優先的に使用するとともに、普及促進のため、市町村、事業者等にも利用を呼びかけ、その拡大を図っている。平成27年3月末現在、49社176製品の認定を行っている。

また、三重県でリサイクル製品と認定されたフェロシルトによる事件を契機に、リサイクル認定製品の安全性をこれまで以上に確保するため、全ての認定済み製品を対象にした行政検査を平成17年度から18年度にかけて実施し、全ての製品が安全基準に適合していることを確認した。更に、リサイクル製品に対する安全・安心の確保と利用の促進を図るため、「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」を平成18年度に制定し、条例に基づく認定制度として平成19年4月1日から運用している。

(3) ISO14001（環境マネジメントシステムの国際規格）の推進<環境管理課>

県内最大規模の事業者である県は、率先して環境に配慮した事務・事業活動を行うため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得に取り組んできた。

平成11年7月に、県庁舎において中部圏で初めて認証を取得したのをはじめ、同年9月に各務原浄化センター、平成14年3月に主要5総合庁舎、同年11月に県立3病院、平成15年3月にはその他5総合庁舎で認証を取得し、平成16年3月には東京事務所外10機関、平成17年3月には岐阜地域保健所外11機関にサイトを拡大して取組を強化してきた。

平成20年度からは、県立高等学校、警察署を含む県の全ての所属において実施するとともに、それまでの認証取得方式に代え、自己宣言方式に順次転換することとし、平成21年3月23日には全サイトについて自己宣言を行い、取組を推進している。

(4) 企業との協働による森林づくり<恵みの森づくり推進課>

「岐阜県森林づくり基本計画」に掲げる県民協働による森林づくりプロジェクトのひとつとして、「企業等との協働による森林づくりの推進」を位置づけ、平成19年4月から、企業、市町村、県、地域住民等との協働による生きた森林づくりに取り組み、平成27年3月末までに17件の協定が締結されている。

また、平成20年7月15日には「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」を施行し、事業者が県内の森林を対象とした森林整備活動を実施することによって生じた二酸化炭素吸収量について、事業者の排出する二酸化炭素量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定を行い、県内の森林整備活動の促進に努めている。

⑦ 地域環境の保全

(1) 土壌・地下水保全対策の強化<環境管理課>

豊富で良質な地下水に恵まれた本県にとって、地下水は重要な水資源であり、地下水保全対策は重要な課題となっている。県では地下水概況調査を実施し、地下水汚染の早期発見に努めるとともに、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、土壌汚染や地下水汚染が確認された場合には、周辺地下水の検査を実施し、土壌・地下水汚染による健康被害発生防止に努めている。

また、地下水汚染が判明した事例のうち、浄化対策が必要であるにもかかわらず、汚染原因者が不明等の理由によりその対策が遅れている事例に対して、県で浄化機材を整備し、市町村、事業者等に貸し出すことにより浄化対策の促進に努めている。

(2) 環境汚染化学物質対策<環境管理課>

現在、多岐にわたって使用され、あるいは排出されている化学物質の中には、発ガン性など人の生命や健康に重大な影響を与える恐れがある物質が存在することから、将来にわたって県民の健康を守り環境を保全するために、環境汚染化学物質への適切な対策とその実行が課題となっている。

県では、大気や河川水等のダイオキシン類汚染状況の常時監視や廃棄物焼却炉等の発生源に対する監視指導を行うとともに、事業者による環境汚染化学物質の自主管理と排出削減を促すPRTR制度の推進、県民と事業者の情報共有や相互理解を深めるためのリスクコミュニケーションの普及等の環境汚染化学物質対策に取り組んでいる。